# 第55回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 令和元年7月24日(水曜日) 午後2時~午後4時15分
- 2 場 所 県防災新館406・407会議室
- 3 出席者 委員(敬称略)足達郁也、石井信行、江口英雄、風間ふたば、岸いずみ、 輿水達司、後藤聡、小林拓、小宮山稔、佐藤繁則、鈴木孝子、竹内時男、武田哲明、 塚田豊、永井寛子、萩原雄二、平塚明美、藤田義治、望月一二、望月幹也、山本紘治、 湯本光子、横内幸枝、若林祐斗、渡邉雄司
- 4 傍聴者等の数 5人
- 5 次 第
  - (1) 第55回山梨県環境保全審議会
    - ア開会
    - イ あいさつ
    - ウ 新委員紹介
    - 工 議事
  - (2) 閉会

### 議事に付した事案の件名

### [審議事項]

- (1) 第2次山梨県環境基本計画の中間見直し素案について
- (2) 温泉法に基づく動力装置の許可について
- (3) リニア中央新幹線騒音に係る環境基準の当てはめについて

### [報告事項]

(1) 第3次山梨県廃棄物総合計画の進行管理について

14:00

# 開会

司 会 (森林環境総務調 総括課長補佐) 定刻となりましたので、ただ今から、第55回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

まず、出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。 本日は、そのうち、25名の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを御報告します。

なお、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第7条及び山梨県 環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので 、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

# 2 あいさつ

### 部長あいさつ

部

長

◆部長あいさつ◆

# 会長あいさつ

会

長

◆会長あいさつ◆

# 新委員紹介

司

会

会

ここで、新たに就任された委員の方を御紹介させていただきます。 山梨県農業協同組合中央会専務理事の足達郁也委員、山梨県山岳連盟会 長の小宮山稔委員、山梨県恩賜林保護組合連合会理事長の佐藤繁則委員 、山梨県商工会連合会女性部連合会長の平塚明美委員、山梨県町村会副 会長の望月幹也委員です。新任委員の皆様のご紹介は以上となります。

司

それでは、議事に入らせていただきます。

## 3 議 事

## 審議事項

会 長

はじめに、審議事項(1)の「第2次山梨県環境基本計画の中間見直し 素案について」を議題とします。これは、環境基本条例に基づく審議事 項です。この件について、事務局から説明をお願いします。

森林環境総務課長

◆審議事項(1)資料により、森林環境総務課長が説明◆

会 長

事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。

委 員

素案56ページの環境指標の3番に自然公園等利用者数というのがあり、基準値が平成24年の4,179万で、目標が5,720万という、すごい数を増やす目標になっていますが、自然公園の保全から考えると人がたくさん入ることを目標にするのは変だと思うのですが、なぜこの数字にしたのでしょうか。

みどり自然課長

自然公園につきましては自然環境を保全するという観点のほかに、公園利用計画を立てて、利用していくという2つの場面がございます。具体的なイメージとすれば、富士箱根伊豆国立公園においては、特別保護地域である富士山頂から河口湖や山中湖畔を含んだ区域が公園区域になっていまして、そういった観光で利用する面もある中で、当然、人が入ってはいけない部分は保全をしつつ、自然公園の利活用という点から今でも利用して入り込めをしていただいて、例えばビジターセンターなどで自然公園の成り立ちなどを学んでいただくような、そういった利用の仕方も含めた中で利用者数を増やす方向で設定をしております。

委 員

観光客などを増やしたいということは分かったとして、この環境指標を増やすことが目標になるのかというのがよく分かりません。

みどり自然課長

ビジターセンターなどで自然公園の意義やその地域の自然を知っていただくといった、自然に対する普及啓発やそのような利用形態を想定した中で利用者数を増加させるという設定をさせていただいております。

委 員

重点2の災害に強い森づくりということで、災害に強い森づくりの推進と書いてありますが、大規模災害に対応するということで見直しされた

とのことですが、具体的にどのような内容なのでしょうか。

森林企画監

災害に強い森づくりについてですが、今年度から森林経営管理法という 法律が新たに施行されました。それから、森林環境譲与税という制度も 始まりました。それらも活用しつつ、間伐など森林の公益的機能を高め るような事業を行っていくということでございます。

委 員

具体的にお願いします。

森林企画監

現在、森林が荒廃していると言われており、その要因としては森林所有者等の手が森林に入っていない状況が挙げられます。間伐などの手入れがされずに、地表に太陽の光が届かないと地表面が裸の状態となり、雨水などが浸透せず、表流水となって浸食を起こすことから、災害に弱い森の状態になってしまいます。それらを防ぐためにも間伐をし、太陽の光を入れ、下草を生やすことによって、災害に強い森づくりにつなげていくということでございます。

委 員

具体的にこの冊子のどこか書かれているのでしょうか。

森林企画監

75ページでございます。

会 長

計画ですので具体的なことは書きにくいということかと思いますが、今 の説明のような趣旨で施策を進めていく拠り所にするという理解でよ ろしいでしょうか。

森林環境総務課長

森林整備の内容につきましてはご説明したとおりでございますけれども、皆さんご承知のとおり、県の森林環境税ということで森林整備を行っておりますが、本年度から国の森林環境譲与税というものが全国の自治体に配分をされることになっております。森林所有者が森林の経営をする気はないものにつきましては、荒廃森林になってしまいますので、市町村が森林所有者に変わって間伐等を行い、豊かな自然を守っていくということを今後続けて参ります。そういった面を総合計画の中に謳いまして、この環境基本計画の中にも盛り込んで進めて参りたいと考えております。

委員

大規模災害というポイントで見直されたということですが、できればその見直しの背景やポイントに大規模災害と書いていただいて、分かりやすくしていただければと思いました。いろいろな災害を見てみますと、やはり森林の部分というのはいろいろな土砂災害の発端となるような

場所ですので、維持管理を進めるというのは非常に重要なことであると思います。今ご意見がありましたように、県内には災害が起きるような場所が多くありますので、的を絞って具体的に一歩一歩進めていただければと思います。そして、大規模災害ということですので、県土整備部といった他部局とも連携しながら山梨県全体で進めていただかないとうまくいかないのではないかと思います。

森林環境総務課長

総合計画につきましては、実際に治山等が入っているものは5つの 戦略の中の一つである『快適「やまなし」構築戦略』ということになり ますが、これは委員がおっしゃったとおり土木の関係もございます。ま た、農政の関係もございまして、その中で私どもは治山や森林整備を行 って参りますので、県全体で大規模災害に備えるということになるかと 思います。

委 員

土砂災害が起こる中で一つ気になるのは、太陽光の発電。森林の関係もそうですが、斜面を裸にするような、そういったことに対して県がもっと主導的に進めることも、分野横断でやらなければ新しい災害に対応できないのではないかと思いますので、その辺をうまく工夫して欲しいと思っています。

エネルギー政策課長

太陽光の発電施設につきましては平成27年にガイドラインを全国で初めて作成し、行政指導という形で適正な導入をを図っているわけですが、その設置以後からもう少し規制を強くしたほうがいいのではないかというようなお話もあります。県としましても庁内全関係部局、森林環境部、県土整備部も入れまして2年間にわたって庁内検討会をやっております。今年度も引き続き行い、今やっているガイドラインで足りないものにつきましては、何か新たな方策で対応できないか取り組んでいるところでございますが、具体的な方策について申し上げることは控えさせていただきたいと思います。

委 員

レッドデータについては、希少種ということで、かなり皆さんの関心も高いと思いますが、3-2の(7)、(8)の外来種の問題について、山梨県内において外来種の状況を把握しているものはほとんどないと思います。このように謳う以上は、そのバックデータとなる調査も必要ではないかと思っています。ここでどうということではないですが、意見としてそういったバックデータを持った上でこのような文言を入れていただけるようにお願いしたいと思います。

みどり自然課長

昨年、ご審議いただく中で、この(8)にありますように「特定外来生

物の調査結果等を積極的に提供し」という項目を入れさせていただいたところです。現在、山梨県ではご指摘のとおり、現在の状況の調査を網羅したようなデータベースはありませんが、例えば、北海道や新潟県、和歌山県などでは外来生物をまとめた冊子を作成して配布をしているということもございますので、それらを参考にしながら本県でもそういった情報提供のツールについて、検討して参りたいと考えております。

委員

素案の概要の7番目、環境負荷の少ない循環型の地域社会づくりということで、私たち NPO は使い捨てのプラスチックをいかに減らすかという活動をしていますが、1-1の「生活様式等の転換の促進」というのはとても大切なことだと思います。具体的にはどのようなことなのか教えてください。

森林環境総務課長

生活様式等の転換ということで、例えば1つ例を挙げますと、マイバック運動によるレジ袋の削減ということもございます。また、プラスチックごみについては、G20などで話題になっているわけですけれども、先ほど説明をさせていただいたとおり、プラスチックごみをまず減らす。そして捨てない。こういった施策によりましてプラスチックごみの削減を図るといったことが大きな柱でございます。

委員

プラスチックごみの削減というのは、当然、訴えるところだと思うのですが、例えば、国がすでに来年の4月からレジ袋の全面的な有料化を行うというニュースになっています。県として、そういった具体的な目標値はあるのでしょうか。

エネルギー政策課長

ノーレジ袋の推進につきましては、民間団体主導のノーレジ袋推進協議会というのがありまして、86パーセント以上というかなり高いマイバック持参率になっておりますが、これ以上はなかなか難しいというところがあります。4月以降法制化されるという国の動きもありますので、せっかく民間主導で高まっていたこの動きを、今後どういった形でさらに発展させていくのかということは次の4月ぐらいまでに考えていきたいと思っております。

委 員

86パーセントの非常に高い率で実現できているということですが、全く違うと思います。86パーセントというのは、あくまでもスーパーであり、スーパーには皆さんマイバッグを持っていきます。確かに86パーセントか、それ以上かもしれないですけれども、コンビニやドラッグストアはどうなのか。レジ袋は全部同じプラスチックですから、そこはどうなっているのでしょうか。

エネルギー政策課長

コンビニにつきましては、昨年からマイバック推進月間を10月に行っており、昨年初めてコンビニにご協力いただきまして、来店されるお客様にマイバックの持参をお願いしています。今年もそれを拡大していこうと思っておりますが、コンビニ業界というのは、自分の店舗だけやっていくことがなかなかできないというのが実情であり、それを徹底させていくということが難しい中で、国は来年4月にレジ袋の有料化を義務づける方針を明らかにしています。

委 員

国が今そういう方針を出していて、県は今のご答弁のような形で、私としては国が今までなかなか動かなかった、G20のあと前後して国が急に動き出したと思うのですが、その前からすでに鎌倉市や亀岡市はプラごみゼロ宣言を出しています。そして、その目標に向けてものすごい勢いでコンビニに対しても働き掛けを市長自ら行ってやっているみたいなことも聞いています。そのぐらいの気持ちで地方から動いて国を動かすというところもあるわけで、ぜひ山梨でもそのような取り組みをしていただければ県民としては非常に頼もしいと思います。

委員

重点7のクリーンエネルギーと4のところでクリーンエネルギーの導 入促進として水素エネルギーの利用促進が入っていますが、素案の90 ページの「現状と課題」の文章を読みますと、きちんと理解されていな いのではという気がしまして、改めてもう一度確認させていただきたい のですが、クリーンエネルギーの導入というのをどういうつもりで書か れているのか疑問がございます。水素エネルギーというのは元々2次エ ネルギーです。要は電気と一緒なわけで、水素エネルギーがクリーンエ ネルギーではございません。例えば、112ページの用語解説のクリー ンエネルギーのところの「具体的には」以降に「天然ガス等」と書いて ありますが、これは間違いではないでしょうか。CO<sub>2</sub>起源、化石燃料起 源のエネルギーはクリーンエネルギーとは普通言わないです。ですか ら、90ページの恵まれた自然環境を生かし云々があって、再生可能エ ネルギーや水素エネルギーとありますが、これは電気エネルギーと書い ても本来は意味が通じないといけません。電気エネルギーでも化石燃料 起源あるいは原子力起源でなければ、例えば、太陽光や風力だとか、こ れで電気を作る分についてはクリーンエネルギーと呼んでもいいわけ です。そうしますと、この使い方が正しいのかというのは疑問がござい ますので、もう1回きちんと見直していただければと思いました。概要 の水素エネルギーの利用促進は正しいので、いわゆる2次エネルギーと して水素にしてからどうするかということにつきましては、技術開発を 県や山梨大学でやっておりますので、水素は元々作るものであって、自

然にはございませんので、例えば、太陽だとか風力だとか、それらと一緒にすると誤解を招く恐れがあります。ですので、県としての施策が書いてある資料につきましては、今一度きちんと定義を見直していただければと思います。

エネルギー政策課長

クリーンエネルギーですが、県ではエネルギービジョンというエネルギー施策の指針を作っておりまして、その中で再生可能エネルギーとは別に、正式な定義とは違うのかもしれませんが、クリーンエネルギーという考え方があり、例えば、石炭などに比べて $CO_2$ 排出が少ないというようなイメージの中で、天然ガスなどもクリーンエネルギーの一部というような捉え方をさせていただいております。特に水素はおっしゃるとおり作っていくものですが、例えば、山梨県が進めておりますP2G(Power to Gas)という太陽光発電から電気を作り、それを利用して水を電気分解して水素を作るという、 $CO_2$ フリーの施策を進めておりますので、そういったイメージで使わせていただいておりましたが、もし誤解を招くということであれば記載方法について相談させていただきたいと思います。

委 員

定義を県のほうで勝手に捉えて書くというのはよくないと思いますので、国内・世界共通でクリーンエネルギーというのは何を指すかということをきちんと書いたほうがいいので、CO2の排出量が非常に少ないだとか、そういうことをきちんと書き分けたほうが私はいいと思います。県の事情は他県の人だとかというのは分かってくれませんので、山梨県の資料にそのように書いてあるということは、本当に分かっているのですかということを言われた時に、恥ずかしいんではないかという気がしますので、定義は定義できちんと書いていただいて、施策の中では違う表現で書いていただいたほうがよろしいかなと思います。

委員

ユネスコエコパークについて、生態系の保全のことを挙げられていますが、南アルプスの生態系の保全で生き物の調査が行われるかと思っていたらそれほどでもないですが、甲武信はいかがでしょうか。豊かな蝶々や野鳥、植物は貴重ですし、レッドデータだけではなくて、普通種が今どのぐらいいるのか。それを守っていく、知らないうちになくなってしまうということがありますので、そういう生き物調査をやっていただきたいという要望も含めてなのですが、その現状とそれをどう捕らえているかをお聞きしたいです。

みどり自然課長

動植物の調査につきましては、レッドデータブックを平成30年度に改定しておりまして、その改定に先駆けて3年間掛けて詳細な調査を行っ

たところです。その中で、県の内部データといたしましてはメッシュで、どこにどういうものがあるのかというデータを持っており、仮にそのデータを個別に事業をやる方に対しては情報提供をさせていただいていますけれども、仮に一般に公開をしてしまうとその貴重なものがあるということで、動植物を捕獲してしまうということも懸念される中で、今の段階では一般には公開をしていません。この動植物の調査につきましては、初版のレッドデータブックの作成から、今回改定するまで10年以上掛かっているわけですが、今後も定期的に大規模な調査、そして毎年行う定点調査、ルート巡回の調査を行う中で状況の把握に努めて参りたいと考えております。

委 員 では、実施しているということでよろしいですね。

みどり自然課長 はい。そう理解していただいてよろしいかと思います。本日出席してい ただいている委員の所属している団体などにもお願いをしながら、専門 家の関与もいただく中で調査をしているところでございます。

せっかくの調査ですから、今ご意見があったように何も出さないと県は 長 何もやっていない感じもするので、少しそういうところを臭わせるとい うとおかしいですけれども、やっていますというのも何らかの形で公表 していただいたほうがいいと思いました。ご検討いただければありがた いと思います。

それでは、審議事項(1)の「第2次山梨県環境基本計画の中間見直し素案について」は委員の皆様からの意見も踏まえて事務局に検討していただき、このスケジュールどおり進めていただくということでよろしいでしょうか。

### ◆異議なし◆

会

会

長

会 長 それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定され ましたので、そのように答申したいと思います。

会 長 次に、審議事項(2)の「温泉法に基づく動力装置の許可について」を 議題とします。これは、温泉法の規定に基づく審議事項です。この件に つきましては、7月3日に温泉部会が開催されました。部会での審議結 果について、温泉部会長から報告をお願いします。

|温泉部会長| ◆審議事項(2)資料により、温泉部会長が報告◆

会 長

温泉部会長からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。

### ◆質疑なし◆

会 長

それでは、審議事項(2)の「温泉法に基づく動力装置の許可について」 は御異議ございませんか。

### ◆異議なし◆

会 長

それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。

会 長

次に、審議事項(3)の「リニア中央新幹線騒音に係る環境基準の当て はめについて」を議題とします。これは、知事の諮問に基づくその他の 審議事項です。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

### 大気水質保全課長

◆審議事項(3)資料により、大気水質保全課長が説明◆

会 長

事務局からの説明が終わりました。本審議事項は、先ほど事務局から説明がありましたように、今後、県から沿線の市町に意見照会が行われ、その結果について報告を受け、審議会として答申することとなります。ただ今の説明について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

委員

山林ですとか、それから住居に該当しないような所については規制なしということで、当てはめないということですが、この騒音の影響は生活環境だけではなくて、これに係る2次的な影響が心配されます。例えば、山林など人の生活圏ではなくても、この騒音が発生することによって自然環境の中で鳥獣が里に下りてくるというようなことが考えられます。私どもは農業関係ですので、そういったことを心配するところもございます。これは高速道路でも、何にでも同じことになるかと思いますので、その影響に対しての調査やデータ、そういったものを参考にしていただきながら、単純に生活圏でなければというような当てはめはしないでいただきたいと感じました。

### 大気水質保全課長

環境基準自体が環境基本法で決まっており、それにつきましては、住民の生活環境を守るための基準ということで、その当てはめをする範囲も 法律の運用の中で示されており、それに基づいて人間の生活環境保全の ための県の事務として適切に対応していきたいと考えます。今おっしゃられたご心配等につきましては、関係部局とも情報を共有する中で、それぞれの施策の中で対応させていただければと考えております。

会 長

この図の中でリニア軌道と当てはめ範囲というところが示されていて、そこの当てはめ範囲を I 類型にするか II 類型にするかという当てはめをこれから市町に相談しながら決めていくということですね。ですから、県としても、森林や農地であれば非常に無機的にそこには当てはめないとか、そういうことを言っているわけではなく、その辺も市町の方々と今いただいたご意見と同じような考え方で、場合によっては全て厳しく当てはめの地域に変わる可能性があるということでよろしいですか。

大気水質保全課長

地域の状況をよく知る市町の意見を聞いて当てはめを行っていきたい と思いますので、そういった中で総合的に判断した意見も含めて対応さ せていただきたい思います。

会 長

いかがでしょうか。今の事務局の状況としては、事務局だけの判断でこういうものを全部全て当てはめるとは言えないけれども、そういった希望があればもちろん考慮する姿勢であると、そういうご提案だと思います。

委員

国の基準でこれ以上のことは実は県はできないのです。その当てはめなので、逆に言うと、より厳しい基準にしましょうということも、実はできない可能性が高いのです。これ以上厳しくしようと思ったら、何か特別なことをしないといけないのですが、基本的にはそれはできないです。ですから、そのことで、もし議論が必要なのであれば、何かやはりどこかで必要だということを言い切らなければ、これで決まるというものです。

大気水質保全課長

基準値自体は国が定めておりまして、その適用方針、一定の方針が定められております。その中で当然市町村の意見も聞きながら、最大限保全が図れるような当てはめを考えております。

委員

この報告の中で、有識者会議のメンバーが具体的に出されていて僕はいいことだと思うんですが、こういうものを出す場合は、専門性としてどういう分野に関わっているかということが分かるように、今後これに限らず、本来この方の専門としているプロフェッショナルな部分が分かるよう書くことを希望します。また、今後のプロセスの中でこの有識者の

メンバーがどんなふうに関わるのか、あるいはないのか、その点を教えて下さい。

大気水質保全課長

専門の分野につきましては、今後注意するようにいたします。今後については、この有識者の方々から特に意見をお願いすることは考えておりません。ここまで方針や案を固めてまいりましたので、最終的に市町村の意見を聞き、この審議会にその意見も含めて諮り、決めていきたいと考えております。

会 長

それでは、本審議事項について、今回の審議を終えたいと思います。事務局につきましては、沿線市町からの意見をとりまとめましたら、報告をお願いします。

## 報告事項

会 長

続いて、報告事項に移ります。

報告事項(1)の「第3次山梨県廃棄物総合計画の進行管理について」を議題とします。この件について、事務局から説明をお願いします。

環境整備課長

◆報告事項(1)資料により、環境整備課長が説明◆

会 長

事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員

毎回言っているのですが、これお聞きしていて、どのように捉えればいいのかよく分かりません。なぜかと言うと、例えば、県民1人当たりのだと分かりますが、人口が減ればごみの量は減るし、経済が停滞すれば事業系のごみも減るだろうということで、どの数字がどうなっているのが本当はいいことなのかがこの報告だけだと分かりにくい。それから、再生利用率のところで、スーパー等によるというのが想定されるとのことですが、想定だけじゃなくて、何か確かめる方法がないのかと思いますが、いかがでしょうか。

環境整備課長

まず、この統計自体の是非でございますが、廃棄物自体は排出量が減ることによって環境への負荷が低減されるということを主体として考えています。それから、特に産業廃棄物ですが、本県に最終処分場等もない状況の中、再生利用や廃止抑制等を進める重要性が課題としてありますので、そういったことを踏まえて、このような統計を行い、審議会において報告をさせていただいております。それから、スーパー等の関係

ですが、これについては一般廃棄物の各種データについて環境省が行ってる「一般廃棄物処理事業実態調査」に基づき報告させていただいております。この実態調査については、市町村が行っている処理等について統計数値を出しており、事業者が行っている一般廃棄物の処理については対象外となっています。これについては、再生利用に関わる実態を把握できていないのではということを国に要望等しておりまして、国でも検討するとのことです。また、実際に行っている事業者等に対して、そういったデータの提供をしていただけないかという要望も以前からしていますが、引き続きそういった要望を投げ掛けていきたいと考えています。

委員

2ページの右側の4番、目標達成に向けた今後の取り組み等の産業廃棄物の件ですが、明野の処分場が結局だめになってしまっている状況で明野の水質検査等を続けてやっていると思うのですが、一体いつまでやるのか、どのぐらいの維持管理費が掛かるのかが1点。それから2番目、今後明野がだめになった場合に、県内に産業廃棄物を捨てる所がないので、どこに持って行っているのか。それから、今後これに対して県はどういった施策を考えているのか。その2点についてお伺いしたい。

環境整備課長

明野の処分場をいつまで管理するかについては、廃止基準がございまして、浸出水の水質が大体 4 0 項目ほどあるのですが、それらが全て地元との公害防止協定に基づく基準に達した時に廃止ができるということなっています。それから、山梨県に最終処分場がない中で、どのような現状かということですが、このビジョンにも記載していますが、公共関与による最終処分場事業については現在凍結をしていまして、その代わり廃棄物の適正処理を確実に推進していくための排水抑制や再生利用等について、きめ細かに排出事業者や処理業者等に対して推進等をしていく考えです。

委員

その40項目が全てゼロになるという見通しは5年先か、10年先か、それとも50年掛かるのか。その間ずっと維持管理していかなければいけないということは、相当の税金が使われるわけであるため、もう少し明確にしていただきたい。もう1つは、具体的に今ある産業廃棄物をどこの業者に頼んで、どこの県に持って行って処分してもらっているのか。そして県としては当分の間はそうやらざるを得ないだろうが、最終的に県内の産業廃棄物は県内で処分するというのが県の方針だと思いますけど、その辺の考え方を明らかにしていただきたい。

環境整備課長

いつまで管理するのかについては、地元との公害防止協定に基づいた廃

止基準があるため、40項目中の残り2項目の状況を注視していきたいと考えております。それから県内の産業廃棄物が現状では全て県外に流れていうことですが、これは法に基づく産業廃棄物の処理責任は排出業者にありますので、排出事業者責任に基づいて収集運搬業者、それから処理業者と契約を結んで適正に処理をしていただきたいと考えております。

会 長

どこに持って行っているかということは、県としてはそれぞれの排出事業者に任せているということでよろしいでしょうか。

環境整備課長

それぞれの排出事業者の処理責任がございますので、基本的には今は県外しか持っていく場所がないので、それぞれの県外の処分業者と契約を締結して、適正に処理されていると考えております。

会 長

それから最後の質問で、県としては最終処分場を造る計画があるかということですが、いかがでしょうか。

環境整備課長

現在のところ、この平成29年3月に策定しましたビジョンの中で、明 野の経緯もございますので、現在のところ県による、公共関与による最 終処分場につきましては凍結という考えをビジョンの中では示させて いただいております。

委員

早急にそれは県として考えるべきことで、本来なら明野がちゃんといっていればもうとっくに明野に行っていたわけなので、それを県外に任せているということで、業者任せじゃなくて、多分業者も向こうに持っていって出せば書類が3枚ぐらいあって、1枚は業者、1枚は向こう側、1枚は県のほうに報告が届いているはずなので、県はそれを確認していると思いますけども、その辺はいかがですか。そうするとどのぐらいの量を県外に持って行っているのか、県が把握しているはずですが、その辺はいかがですか。

環境整備課長

委員に伺いますが、県にも書類が行っているというのは、これはいわゆるマニフェストということで認識してよろしいでしょうか。

委員

これだけに限らず、ごみを出す時には必ず3枚ぐらいになっていて、例えば、昔県内でも幾つかの所が福井県にごみを持っていった時がありました。その時もちゃんと向こうで書類を作って、ちゃんと受けましたという書類が来て、それが実際に戻って来ているわけですよね。どこの業者を通して、どこの会社に出しているのか。会社は責任を持ってそれを

やっているのかという、そういう書類があるはずです。それを県は受け取ってない、業者任せにしているということですか。

環境整備課長

廃棄物の処理を委託する際には、いわゆるマニフェストと呼ばれる処理 伝票があるわけですけど、これは大体 5 枚つづりのものですが、収集運 搬業者や中間処理業者、最後には最終処分業者までです。そして、最終 処分業者まで処理が完了されれば、それが排出事業者に戻るということ で、県にそれが回付されるという仕組みにはなっていません。

委 員

その最終処分まで行った所から戻ってくるわけですよね、1番最初の業者に。それをなぜ県が知らないのでしょうか。あまりにも無責任じゃないですか。

環境整備課長

制度上、県にその処理票が戻って来るという仕組みにはなっていません。

委員

そこは県が責任を持って、どれだけ外に出しているのか、業者に確認するべきですし、その書類を県はもらって、どういう状態で今年はどれだけ外に出しているかということを把握する責任があるわけなので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

会 長

委員のおっしゃることは、各事業所に任せるだけではなくて、産業廃棄物の出ている先が何県にどのぐらいとか、そういったことは把握しておいていただきたいということですが、可能でございましょうか。

環境整備課長

考えさせていただきます。

会 長

県民の感覚とすれば、県内に処分場がないけれども、県内で出たごみはどこに行っているのかと、どこの県にご厄介になっているのかということが気になるということかと思いますので、そういう情報もあればありがたいというご意見かと思いました。

委 員

平成30年度における実施状況も進行管理に記載されていますが、こういった進行管理では30年度分も見たほうが管理がしやすいと思うのですけども、その30年度の実績はまだ出ていない。出てきたらこの審議会に出てくるのかどうかもお聞きしたいです。

環境整備課長

先ほど申し上げましたとおり、国が全国のものを取りまとめて集計し、 公表するまでに1年のタイムラグがございますので、現状、平成29年 度分が最新のデータとなります。

後藤委員

最新が出てきたら、またこの審議会に出てくるということですか。

会 長

報告事項として毎年、この時期に上がってきております。

会 長

それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

## 4 その他

## 情報提供

司 会

会長には、議事の円滑な進行、ありがとうございました。続きまして、 県から委員の皆様へ県の環境行政に関する情報提供をさせていただき ます。本日は3件の事項がございます。

司 会

まず、例年この時期に情報提供させていただいております、情報提供 (1)の「平成30年度大気汚染状況常時監視結果について」、(2)の「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」を一括して大気水質保全課長から説明いたします。

大気水質保全課長

- ◆情報提供(1)資料により、大気水質保全課長が説明◆
- ◆情報提供(2)資料により、大気水質保全課長が説明◆

司 会

これらの件について、ご質問等がございますでしょうか。

委員

東日本大震災以来、放射性物質に関して山梨県はかなり関心が高く、何カ所かで調査をしていたと思いますが、山梨県で一番福島県に近い上野原市では現在もなお調査を続けています。それから、給食に出す野菜も毎日調べていますが、そういったデータが入っていません。これは大気汚染と関係があると思いますので、その辺に対する県の考え方を伺いたい。また、今までのデータの中で実際に富士山の麓のきのこは採取してはいけない、採ってはいけない、食べてはいけないというような県の方針も出ていますので、その辺についての県の考え方をお伺いしたい。

大気水質保全課長

放射能についてご心配の方も多いかと思います。まず、この資料に入っていない理由につきましては、今回の情報提供は大気汚染防止法に基づき県が実施するものを報告させていただいております。放射能につきま

しては国の委託事業でやっており、種類が違うので今回は入っていません。放射能につきましては、県でも空間放射線量率や降ってくる雨の中の放射線量、降下してくる煤塵の量などを定期的に検査しておりまして、県のホームページに速やかに掲載しております。モニタリングポスト、いわゆる空間放射線量につきましては国のホームページでリアルタイムでその放射線量が分かるようになっております。いずれの結果にいたしましても東日本大震災の前と今が大きく違っているというような、環境中の数値は出ておりません。

委 員

県民が非常に関心を持っており、実際にまだ富士山麓ではきのこ類の採取を禁止している場所もあり、雨や風向きによって山梨県にも影響が来ているため、こちらに足していただければありがたいと思いますので、ご検討をお願いします。

大気水質保全課長

検討させていただきます。

輿 水 委 員

資料の9で、地下水水質測定結果というのが44井戸となっているんですが、質問は全部が本当に井戸なのか。表層水もごちゃまぜにしているんじゃないかということで、その辺は大丈夫ですか。ごちゃまぜにしているのだったら、やはり表層水と地下水を分けたほうが系統的にやっている意味があると思います。

大気水質保全課長

委員のおっしゃるとおり、なかなか難しい問題で、県が民間の井戸を借りて調査しておりまして、実際のストレーナーの位置とか、分かる範囲で聞き取っているのですが、分からない場合も結構あります。そうしますと、委員のおっしゃるように表層水を巻き込んでいるのか、地下水がどの程度の深度の地下水から出ているのかと、厳密には分からないところがあります。ただ、地下水であることは、いわゆる表層にある水ではないことは明らかですので、そういったデータを集める中で、ローリング調査で広く状況を監視していこうということでございます。

輿水委員

44番は深度が0メートルです。1メートルとか0メートルはどう考えても地下水という表現はいかがなものかなと思います。なので、地下水というよりも、もう少し広い範囲のデータとして表記しておいたほうが無難だろうということです。

大気水質保全課長

なるべく県でも同じ井戸を重複しないように広くやっておりまして、地域によってはなかなか新しい井戸がない場合もありまして、選定に苦慮するところでもあります。できるだけ井戸深度とか、そういうことをき

ちんと確認するようにして調査を続けさせていただければと思います。

司 会

続きまして、今年度実施しております情報提供(3)の「山梨県・静岡県合同での富士川等の水質調査について」大気水質保全課長から説明いたします。

大気水質保全課長

◆情報提供(3)資料により、大気水質保全課長が説明◆

司 会

この件について、ご質問等がございますでしょうか。

会 長

今日の話をまとめさせていただくと、新聞報道等で山梨県から出てくる 濁りが原因でサクラエビが不漁じゃないかと、そういうふうには言われ ているけれども、ここまでの調査で調査してみると必ずしも、確かに雨 が降れば濁りは出るけれど、そんなにここ数年非常に県境のところで高 い濁度がずっと続いているわけではないということが今回の調査で分 かってきたと、そういう理解でよろしいですか。

大気水質保全課長

今まで調査をしてきた中では、そのようなデータが出ているかと思います。降雨の影響との関連が示されておりますし、降雨のない時はきちんと環境基準のほうは守っていますし、今までの水質と大きな変動もないというような状況でございます。

委 員

今後はこういう調査をまだやることは考えていますか。

大気水質保全課長

最初の合意で7月の終わりまでやって、一通りの結論というか、取りまとめを行っていこうということになっておりますので、7月末まで調査をしまして、それから取りまとめに入ろうと考えております。

委 員

では7月にもう1回やるということですね。

大気水質保全課長

毎月3回ずつやっておりますので、今月もあと1回やりたいと考えています。

委 員

不法投棄がありましたね。今、撤去が終わったじゃないですか。その雨が降った時の濁り具合との比較というのもすべきだと思います。この結果の時はおそらく撤去をしていない時の調査だと思いますが、今指導で撤去を全部して、コンクリートの不法投棄もまた出たのですが、特に砂利の採取の産業廃棄物、その影響はどうかというのはよく見たほうがいいと思います。

大気水質保全課長

委員がおっしゃられたところにつきましても、データの中で解析なり検 計していきたいと考えております。

委 員

この話の前提は浮遊のSSの物質が流れ込むというそのことと、サクラエビの減少というか、それが関係あるという前提で話が進んでいるのですが、それがあまり関係ないとなれば一体なんなのかという、そういう点もどれぐらい可能性があるのかということも冷静に考えながら、もちろん調査自体は継続的に進めるべきだと思いますが、そういう前提に乗っかってやるということももう少し冷静に考えてもいいのかということを、私は漁業の専門ではないですが、そんなことも考えています。とにかく、土砂の流れ込むのが国内でも非常に多い所が1万年、2万年前からずっと続いてきている、そういう所であるので、その間の長期的なものの見方も考えると、この話に乗っかっていいのかということも少し考えてしまいます。

大気水質保全課長

取りまとめにあたりまして、委員がおっしゃられたことも十分静岡県と 協議をしていきたいと考えております。

委 員

この資料にも科学的根拠に基づいてと書いてありますから、やはりサクラエビと水質との関係の根拠をはっきりさせる調査が別に必要だと思います。それを山梨県がやる必要があるとは私は思わないけれども、今回の調査では、県内のこれまでやっていなかった所のデータが取れたわけですから、それを今後の河川の水質の調査などに活用し、要望があったからやったということではなく、むしろ県として独自にこういう調査をやって、これをどう使うか、今後この結果を反映していただいて、サクラエビとの関係はまたそれは静岡県との話ですので、そちらでしていただいて、そういった形で報告をしていただくのが私はいいかと思います。

大気水質保全課長

分かりました。早川の水質は今まで調査しなかったことは事実ですので、今後の水質保全行政に生かしていきたいと考えております。

# 5 閉 会

司 会

本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。委員の皆様に は御審議、ありがとうございました。これをもちまして「第55回山 梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。ありがとうござ いました。